３　法第百八十六条第四項の認可を申請しようとする組合は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　敷地権利変換期日前に組合の解散について総会の議決を経たことを証する書類又は事業の完了を明らかにする書類若しくは事業の完了が不能であることを明らかにする書類

二　認可を申請しようとする組合が法第百八十六条第三項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

（団地内建物の状況）

第八十条　法第百六十九条第一項の団地内建物の状況は、次に掲げる事項を記載しなければならない。（新設）

一　規模、構造及び設備

二　竣工年月日

三　維持管理の状況

（分割実施敷地の区域）

第八十一条　法第百六十九条第一項の分割実施敷地の区域は、分割実施敷地位置図及び分割実施敷地区域図を作成して定めなければならない。（新設）

２　前項の分割実施敷地位置図は、縮尺二万五千分の一以上とし、分割実施敷地の位置を表示した地形図でなければならない。

３　第一項の分割実施敷地区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、分割実施敷地の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

（敷地分割の概要）

第八十二条　法第百六十九条第一項の敷地分割の概要は、次に掲げる事項を記載しなければならない。（新設）

一　特定要除却認定マンションの除却の実施のために敷地分割を必要とする理由

二　敷地分割後の当該特定要除却認定マンションの除却の実施方法

三　マンションの建替え等その他の団地内建物における良好な居住環境を確保するための措置に関する中長期的な計画が定められているときは、当該計画の概要

（除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域）

第八十三条　法第百六十九条第一項の除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域は、除却マンション敷地位置図及び除却マンション敷地区域図並びに非除却マンション敷地位置図及び非除却マンション敷地区域図を作成して定めなければならない。（新設）

２　第八十一条第二項及び第三項の規定は、前項の除却マンション敷地位置図及び除却マンション敷地区域図並びに非除却マンション敷地位置図及び非除却マンション敷地区域図について準用する。

（資金計画）

第八十四条　法第百六十九条第一項の資金計画は、収支予算を明らかにして定めなければならない。（新設）

（事業計画に記載すべき事項）

第八十五条　法第百六十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。（新設）

一　除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域内にある団地内建物の附属施設の状況

二　除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域の現況